

第3次瀬戸内市環境基本計画策定業務

仕 様 書

令和8年5月

瀬戸内市

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、瀬戸内市（以下、「本市」という。）が行う「第3次瀬戸内市環境基本計画策定業務」（以下、「本業務」という。）の内容、方法について定めるものである。

第2条 目的

瀬戸内市環境基本条例第8条に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、これまで「第2次瀬戸内市環境基本計画（改訂版）」を策定し、計画の推進主体とその役割、市のめざす環境の将来像や主要施策などを定め、取組を進めてきたが、環境に対する国内外の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな「第3次瀬戸内市環境基本計画」を策定する。

第3条 契約期間

本業務の契約期間は、契約日から令和9年3月24日までとする。

第4条 関係法令の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関係する法令規則、通知等を守らなければならない。

第5条 提出書類

受注者は、本業務を実施するにあたり、次の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 管理技術者届（業務経歴を添付）
- (4) 照査技術者届（業務経歴を添付）
- (5) 業務工程表
- (6) その他、発注者が必要と認める資料

第6条 配置技術者

受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、環境事業に精通した実務経験豊かな管理技術者、照査技術者を配置するものとする。管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

第7条 貸与資料

受注者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

第8条 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、当該業務の成果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たとき

はこの限りではない。

- 3 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画（体制図等）に記載されている者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- 6 受注者は、当該業務の遂行において発注者から貸与された資料、その他知り得た情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第9条 個人情報保護

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、本業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

第10条 損害の賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して全ての責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者において処理するものとする。

第11条 成果品の帰属等

本業務で作成した各種データ等の成果品に関する権利については、発注者に帰属するものとし、受注者は許可無く複製を作成し、または他の第三者に貸与・使用してはならない。

- 2 本業務で作成した各種データを受注者が貸与・使用する場合は、発注者の承諾を得るとともに、関係各課と連絡調整を行い、対応を行うものとする。

第12条 契約不適合責任

発注者は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第13条 契約不適合責任期間等

発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日（成果物の引渡しがない場合にあつては、業務が完了した日）から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

第14条 契約・検査

業務完了後検査を受け、必要ある場合速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

第15条 疑義

本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定するものとする。

第16条 履行期間及び納入先

本業務の履行期間は、契約締結日より令和9年3月24日までとし、納入先は生活環境課とする。

第2章 業務内容

第17条 計画準備

本業務を遂行するにあたり、実施体制、仕様書に基づく作業内容・役割分担、具体的なスケジュールなどを盛り込んだ業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。

第18条 計画の基本的事項の整理

国内外の動向や岡山県、本市の方針等を踏まえた計画策定の背景について整理する。

2 本計画の目的並びに計画の位置づけ、計画期間、対象範囲、新たな計画策定方針などの基本的事項を整理する。

第19条 市民・事業者の意識調査

新たな環境基本計画へ反映させるため、市民・事業者の環境に対する認知度、現状の取組状況、今後の取組等について、アンケート調査により把握・分析を行う。

2 アンケート対象者は、市民（1,000人程度）、事業者（200社程度）、市内中学2年生（全数：約300）とし、アンケート調査内容、発送用の依頼文の作成並びに調査票等の印刷・封緘・回収・集計・分析、発送・返送に係る郵送料金の負担を行う。中学2年生に対しては、教育委員会を通じて配布・回収する。なお、以下の項目については発注者が実施する。

(1) 調査対象者の抽出

(2) 発送・返送に係る封筒の準備

3 前項のアンケート調査以外に市民等の多数の意見を取り入れ、新たな計画へ反映するための手法を提案するとともに、発注者の承認を得た上で本業務内で実施するものとする。

第20条 環境の現状と課題の整理

本市の環境に関する現状とその移り変わりなど、現行計画の課題等を整理する。

(1) 豊かな自然（自然、食、教育など）

(2) 快適な暮らし（防災、健康・福祉、交通、産業など）

第21条 新たな環境に関する基本理念と基本方針の検討

瀬戸内市環境基本条例第3条には、本市の快良好な環境の保全等（復元及び創造を含む）について、基本理念が定められている。新たな基本計画では、環境に関する現状と課題を踏まえ、瀬戸内市環境基本条例に準じた新たな基本理念（目指すべき環境像）を設定するとともに、現行計画の基本方針を踏襲しつつ新たな基本方針を提案する。

(1) 新たな基本理念（望ましい環境像）の設定

(2) 望ましい環境像を目指した基本方針及び施策体系の設定

第22条 目標達成のための主要施策等の設定

国の「第6次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）」、県の「環境基本計画（エコビジョン2040）」に準じるとともに、本市の現行計画の施策内容を踏襲しつつ新たな施策内容を検討する。

2 本市の現行計画における5つの基本方針は以下のとおりであるが、これらの基本方針の優先順

位を鑑みた上で、新たな基本方針に基づき施策内容を提案する。その際には、本市の地域性などを鑑み、重点的な取組施策を視野に入れることとする。

- (1) 基本方針1 ゼロカーボンシティの実現
- (2) 基本方針2 循環型のまちづくり
- (3) 基本方針3 快適で安全・安心なまちづくり
- (4) 基本方針4 自然とのつながりを感じる郷土・里海づくり
- (5) 基本方針5 郷土の誇りを継ぐ協働の進んだまちづくり

第23条 計画の推進と進行管理

本市の現行計画の推進体制において、推進する上で課題等を整理するとともに、新たな推進体制を検討する。また、各主体別の役割等を検討する。

第24条 環境基本計画（素案）の作成

前条までの調査・検討内容をもとに「第3次瀬戸内市環境基本計画（素案）」を作成する。

第25条 パブリックコメント実施支援

前条の「第3次瀬戸内市環境基本計画（素案）」をもとに、パブリックコメントを実施する。受注者はその実施支援を行う。

第26条 環境基本計画及び概要版の作成

前条のパブリックコメント実施後、寄せられた意見をもとに、発注者と協議の上、「第3次瀬戸内市環境基本計画（素案）」を修正し、「第3次瀬戸内市環境基本計画」を作成するとともにその概要版を作成する。

第27条 環境審議会の開催支援（3回）

第3次瀬戸内市環境基本計画を策定するにあたり、瀬戸内市環境審議会を開催する。審議会は3回を基本とするが、変更が生じる場合には適宜対応する。

2 開催にあたっては、資料作成・印刷、参加・助言、要点議事録の作成を行う。

第28条 打合せ協議

打合せ協議は、初回・中間（3回）・納品前の計5回を基本とするが、必要に応じて適宜実施する。

第3章 成果品

第29条 成果品

報告書類等については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語に関しては用語解説または注釈を付記する。

- | | |
|---|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 第3次瀬戸内市環境基本計画（本編）
冊子（A4版 40頁程度 全頁カラー印刷 デザインレイアウト含む） | 2部 |
| (3) 第3次瀬戸内市環境基本計画（概要版）
冊子（A4版 8頁 全頁カラー印刷 デザインレイアウト含む） | 2部 |
| (4) 第3次瀬戸内市環境基本計画（資料編）
冊子（A4版 50頁程度 全頁カラー印刷 デザインレイアウト含む） | 2部 |
| (5) 会議及び打合せ等議事録 | 2部 |
| (6) 上記データを格納した電子データ（CD-R） | 1部 |

※電子データの形式は、本市と協議の上、決定することとし、必ずウイルスチェックを行うこと。